

四日市市告示第 1 9 6 号

四日市市 IT 企業等進出支援事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和 8 年 3 月 3 1 日

四日市市長 森 智 広

四日市市 IT 企業等進出支援事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱

四日市市 IT 企業等進出支援事業補助金交付要綱（令和 2 年四日市市告示第 1 8 3 号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>（用語の定義）</p> <p>第 2 条 （略）</p> <p>（1）及び（2） （略）</p> <p>（3）IT 企業等 日本標準産業分類（平成 2 5 年総務省告示第 4 0 5 号）において、大分類 G-情報通信業に分類される事業の中で、次に掲げる事業を行う者をいう。</p> <p><u>ア 中分類 3 7 - 通信業</u></p> <p><u>イ 中分類 3 9 - 情報サービス業に分類される事業</u></p> <p><u>ウ 中分類 4 0 - インターネット附随サービス業に分類される事業</u></p> <p><u>エ 中分類 4 1 - 映像・音声・文字情報制作業</u></p> <p>（補助対象事業）</p> <p>第 4 条 （略）</p> <p>（1）及び（2）（略）</p> <p><u>（3）通信回線使用料補助事業。ただし、第 1 号の事業で補助を受けた者、又</u></p>	<p>（用語の定義）</p> <p>第 2 条 （略）</p> <p>（1）及び（2） （略）</p> <p>（3）IT 企業等 日本標準産業分類（平成 2 5 年総務省告示第 4 0 5 号）において、大分類 G-情報通信業に分類される事業の中で、次に掲げる事業を行う者をいう。</p> <p><u>ア 中分類 3 9 - 情報サービス業に分類される事業</u></p> <p><u>イ 中分類 4 0 - インターネット附随サービス業に分類される事業</u></p> <p>（補助対象事業）</p> <p>第 4 条 （略）</p> <p>（1）及び（2）（略）</p>

は同時に補助を受ける者に限る。

(交付申請)

第6条 (略)

(1) から (5) まで (略)

(6) 当該事業所の通信回線等の利用契約書又は申込書等の写し(第4条第3号に掲げる事業の申請をする場合に限る。)

(7) 当該事業所の常用労働者一覧表

(8) 市税の完納証明書

(9) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 第4条第2号及び第3号において、翌年度以降も交付を受けようとする場合にあっては、交付を受けようとする年度の4月1日中に、四日市市 IT 企業等進出支援事業補助金交付申請書(第1号様式)を市長に提出しなければならない。

3及び4 (略)

(1) (略)

(2) 第4条第2号及び第3号に掲げる事業 事業所の開設日の属する年度を含む3年分とする。ただし、初年度については、交付決定日以降の経費を補助対象経費とする。

第13条の2 (略)

2及び3 (略)

4 一部請求書は、以下の各号に定める時点で提出することができる。

(1) 第4条第1号に掲げる事業については、事業が完了した時点。ただし、

(交付申請)

第6条 (略)

(1) から (5) まで (略)

(6) 当該事業所の常用労働者一覧表

(7) 市税の完納証明書

(8) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 第4条第2号において、翌年度以降も交付を受けようとする場合にあっては、交付を受けようとする年度の4月1日中に、四日市市 IT 企業等進出支援事業補助金交付申請書(第1号様式)を市長に提出しなければならない。

3及び4 (略)

(1) (略)

(2) 第4条第2号に掲げる事業 事業所の開設日の属する年度を含む3年分とする。ただし、初年度については、交付決定日以降の経費を補助対象経費とする。

第13条の2 (略)

2及び3 (略)

4 一部請求書は、以下の各号に定める時点で提出することができる。

(1) 第4条第1号に掲げる事業については、事業が完了した時点。ただし、

<p>当該事業が第4条第2号及び第3号に掲げる事業と併せて申請されている場合に限る。</p> <p>(2) 第4条第2号及び第3号に掲げる事業については、当該年度の上半期分(4月から9月まで)に係るものは、10月末日までに提出しなければならない。この場合、下半期分(10月から翌年3月まで)に係るものは、前条の規定による実績報告書を提出すること。</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1 (略)</p> <p>2 この要綱は、第17条の規定を除き、<u>令和11年3月31日</u>限り、その効力を失う。ただし、この要綱の失効前に交付決定された事業については、なお従前の例による。</p>	<p>当該事業が第4条第2号に掲げる事業と併せて申請されている場合に限る。</p> <p>(2) 第4条第2号に掲げる事業については、当該年度の上半期分(4月から9月まで)に係るものは、10月末日までに提出しなければならない。この場合、下半期分(10月から翌年3月まで)に係るものは、前条の規定による実績報告書を提出すること。</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1 (略)</p> <p>2 この要綱は、第17条の規定を除き、<u>令和8年3月31日</u>限り、その効力を失う。ただし、この要綱の失効前に交付決定された事業については、なお従前の例による。</p>
--	---

改正後				
別表(第4条関係)				
補助対象事業	補助対象経費		補助率	補助限度額
	項目	内訳		
第4条第1号に規定する事業 (ITオフィス等開設経費補助事業)	事務所等の改装費	店舗等の整備費(製品の購入が主目的となる家電、什器等を除く。)	1/2 以内	<u>500千円</u>
	広告宣伝費	・事務所開設にかかるパンフレット・カタログ等作成費 ・新聞・雑誌・Webページの広告費		

<p>第4条第2号に規定する事業 (進出企業建物賃貸料補助事業)</p>	<p>建物賃貸料</p>	<p>交付決定日の属する年度を含む3年度分 ※初年度については、交付決定日以降の経費を補助対象経費とする。</p>	<p>1/2 以内</p>	<p>月額上限 60千円 年間上限 720千円</p>
<p>第4条第3号に規定する事業(通信回線使用料補助事業)</p>	<p>通信回線使用料</p>	<p><u>直接事業に供される電話料金、インターネット接続費、クラウドサービス利用料、プロバイダー利用料等。交付決定日の属する年度を含む3年度分(初年度については、交付決定日以降の経費を補助対象経費とする)</u></p>	<p>1/2 以内</p>	<p>月額上限 100千円 年間上限 1,200千円</p>

(注1) 第4条第2号及び第3号に掲げる事業については、第4条第1号に掲げる事業の補助を受けた者であること。

(注2) 交付対象期間は、第4条第1号に掲げる事業については、事業所を開設する開設月の属する年度のみとし、第4条第2号及び第3号に掲げる事業については、事業所の開設日の属する年度を含む3年度分とし、初年度については、交付決定日以降の経費を補助対象経費とする。

(注3) 開設日が月の途中の場合は翌月の賃借料及び通信回線使用料からとし、3年を満たず月の途中で当該事業所を退去した場合は、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消し、当該取り消しに係る補助金の返還を命じることができる。

(注4) (略)

(注5) 補助金の交付にあたっては、賃借料又は通信回線使用料が日割り等により計算されている月については交付の対象とせず、1か月の賃借料支払額又は通信回線使用料支払額が月額で定められた賃借料である場合に補助対象経費とする。なお、月途中に当該事業所を移転(同一建物内での移転も含む。次号において同じ。)し、移転した月の賃借料又は通信回線使用料が日割り等により計算されている場合にも適用する。

(注6) 月途中で事業所を移転し、移転前の当該事業所と移転後の事業所について、月額で定められた賃借料又は通信回線使用料を重複して支払う場合、移転後の事業所の賃借料及び通信回線使用料のみを補助金の対象とする。

改正前				
別表 (第4条関係)				
補助対象事業	補助対象経費		補助率	補助限度額
	項目	内訳		
第4条第1号に規定する事業 (IT オフィス等開設経費補助事業)	事務所等の改装費	店舗等の整備費 (製品の購入が主目的となる家電、什器等を除く。)	1/2 以内	1,000 千円
	広告宣伝費	・事務所開設にかかるパンフレット・カタログ等作成費 ・新聞・雑誌・Web ページ等の広告費		
第4条第2号に規定する事業 (進出企業建物賃貸料補助事業)	建物賃貸料	交付決定日の属する年度を含む3年度分 ※初年度については、交付決定日以降の経費を補助対象経費とする。	1/2 以内	月額上限 60 千円 年間上限 720 千円

(注1) 第4条第2号に掲げる事業については、第4条第1号に掲げる事業の補助を受けた者であること。

(注2) 交付対象期間は、第4条第1号に掲げる事業については、事業所を開設する開設月の属する年度のみとし、第4条第2号に掲げる事業については、事業所の開設日の属する年度を含む3年度分とし、初年度については、交付決定日以降の経費を補助対象経費とする。

(注3) 開設日が月の途中の場合は翌月の賃借料からとし、3年を満たず月の途中で当該事業所を退去した場合は、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消し、当該取り消しに係る補助金の返還を命じることができる。

(注4) (略)

（注5）補助金の交付にあたっては、賃借料が日割り等により計算されている月については交付の対象とせず、1か月の賃借料支払額が月額で定められた賃借料である場合に補助対象経費とする。なお、月途中で当該事業所を移転（同一建物内での移転も含む。次号において同じ。）し、移転した月の賃借料が日割り等により計算されている場合にも適用する。

（注6）月途中で事業所を移転し、移転前の当該事業所と移転後の事業所について、月額で定められた賃借料を重複して支払う場合、移転後の事業所の賃借料のみを補助金の対象とする。

第1号様式を次のように改める。

第1号様式（第6条関係）

四日市市 IT 企業等進出支援事業補助金交付申請書

年 月 日

（あて先）

四日市市長

（申請者）

住 所

名 称

代表者

四日市市 IT 企業等進出支援事業補助金の交付を受けたいので、四日市市 IT 企業等進出支援事業補助金交付要綱第6条第1項の規定に基づき、次のとおり関係書類を添えて申請します。

記

1 補助事業名

（補助対象事業： IT オフィス等開設経費補助事業 進出企業建物賃貸料補助事業 通信回線使用料補助事業）

2 申請事業者の概要

本 社 所 在 地	
本 社 名 称	
代 表 者 氏 名	
資本金の額又は 出 資 金 の 額	円
常 用 雇 用 者 数	人
売 上 高 （ 年 間 ）	円
業種及び事業概要	
交付申請額の 算出根拠	IT オフィス等開設経費補助事業

3 添付書類

- 企業の概要書（会社パンフレット等）
- 登記事項証明書
- 定款又はこれに準ずるもの
- 当該事業所の位置図、外観写真、配置図及び各階平面図
- 当該事業所の賃貸借契約書の写し
- 当該事業所の通信回線等の利用契約書又は申込書等の写し（第4条第3号に掲げる事業の申請をする場合に限る。）
- 当該事業所の常用雇用者一覧表
- 市税の完納証明書
- その他市長が必要と認める書類

第9号様式及び第9号様式の2を次のように改める。

第9号様式（第13条関係）

年 月 日

（あて先）

四日市市長

（申請者）

住 所

名 称

代表者

四日市市 IT 企業等進出支援事業補助金実績報告書

四日市市 IT 企業等進出支援事業補助金交付要綱第13条の規定により、補助金の交付を受けたいので、次のとおり関係書類を添えて申請します。

記

1 補助事業名

（補助対象事業： IT オフィス等開設経費補助事業 進出企業建物賃貸料補助事業 通信回線使用料補助事業）

2 補助金交付申請額 金 円

3 補助事業の内容および補助事業に要する経費の区分
別添のとおり

4 補助事業の概要

事業所の所在地	
事業所の名称	
開設年月日	年 月 日

5 事業所における雇用状況

雇用要件基準日 年 月 日現在

区分	常用雇用者		契約社員	派遣労働者	パートタイム労働者	左記以外の労働者	雇用者合計
		うち市内 在住者					
開設時	人	人	人	人	人	人	人
開設1年後	人	人	人	人	人	人	人
開設2年後	人	人	人	人	人	人	人
開設3年後	人	人	人	人	人	人	人

6 補助金額の内訳

補助金額の 算出根拠	IT オフィス等開設経費補助事業
	進出企業建物賃貸料補助事業 月額賃借料 円 × 1/2 = 円 …① (上限は月額6万円) ① × 対象期間 か月 = 円 (千円未満切り捨て)
	通信回線使用料補助事業 月額通信回線使用料 円 × 1/2 = 円 …② (上限は月額10万円) ② × 対象期間 か月 = 円 (千円未満切り捨て)

7 添付書類

<IT オフィス等開設経費補助事業>

- (1) 事業実施を証するもの(写真等)
- (2) 補助対象経費の支払等を証明する書類の写し
- (3) 市内で事業を営んでいる事業所の所在地、事業所名等を証明するもの
- (4) その他市長が必要と認める書類

<進出企業建物賃貸料補助事業>

- (1) 当該事業所の賃貸借契約書の写し
- (2) 補助対象経費の支払等を証明する書類の写し
- (3) 市内で事業を営んでいる事業所の所在地、事業所名等を証明するもの
- (4) その他市長が必要と認める書類

<通信回線使用料補助事業>

- (1) 通信回線等の利用契約書又は申込書等の写し
- (2) 補助対象経費の支払等を証明する書類の写し（請求書、領収書等）
- (3) 市内で事業を営んでいる事業所の所在地、事業所名等を証明するもの
- (4) その他市長が必要と認める書類

第9号様式の2（第13条の2関係）

年 月 日

（あて先）

四日市市長

（申請者）

住 所

名 称

代表者

四日市市 IT 企業等進出支援事業補助金一部請求書

年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあった四日市市 IT 企業等進出支援事業について、四日市市 IT 企業等進出支援事業補助金交付要綱第13条の2の規定により、次のとおり関係書類を添えて申請します。

記

1 補助事業名

（補助対象事業： IT オフィス等開設経費補助事業 進出企業建物賃貸料補助事業 通信回線使用料補助事業）

2 一部請求申請額 金 円

3 一部請求が必要な理由

4 補助事業の内容および補助事業に要する経費の区分別添のとおりに

4 補助事業の概要

事業所の所在地	
事業所の名称	
開設年月日	年 月 日

5 事業所における雇用状況

雇用要件基準日 年 月 日現在

区分	常用雇用者		契約社員	派遣労働者	パートタイム労働者	左記以外の労働者	雇用者合計
		うち市内 在住者					
開設時	人	人	人	人	人	人	人
開設1年後	人	人	人	人	人	人	人
開設2年後	人	人	人	人	人	人	人
開設3年後	人	人	人	人	人	人	人

6 一部請求申請額の内訳

補助金額の算出根拠	IT オフィス等開設経費補助事業
	進出企業建物賃貸料補助事業 月額賃借料 円 × 1/2 = 円 …① (上限は月額6万円) ① × 対象期間 か月 = 円 (千円未満切り捨て)
	通信回線使用料補助事業 月額通信回線使用料 円 × 1/2 = 円 …② (上限は月額10万円) ② × 対象期間 か月 = 円 (千円未満切り捨て)

7 添付書類

<IT オフィス等開設経費補助事業>

- (1) 事業実施を証するもの(写真等)
- (2) 補助対象経費の支払等を証明する書類の写し
- (3) 市内で事業を営んでいる事業所の所在地、事業所名等を証明するもの
- (4) その他市長が必要と認める書類

<進出企業建物賃貸料補助事業>

- (1) 当該事業所の賃貸借契約書の写し
- (2) 補助対象経費の支払等を証明する書類の写し
- (3) 市内で事業を営んでいる事業所の所在地、事業所名等を証明するもの
- (4) その他市長が必要と認める書類

<通信回線使用料補助事業>

- (1) 通信回線等の利用契約書又は申込書等の写し
- (2) 補助対象経費の支払等を証明する書類の写し（請求書、領収書等）
- (3) 市内で事業を営んでいる事業所の所在地、事業所名等を証明するもの
- (4) その他市長が必要と認める書類

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。ただし、附則第2項の改正は、告示の日から施行する。

(商工農水部工業振興課)